第八十一条の七第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三百三十七条第三項」を「第三百三十七条第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項の」を「第三項の」に、「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の七第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第三百三十七条第三項」を「第三百三十七条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三百三十七条第四項」に改め、同項を同条第四